

2009年8月25日

報道各位

(株)セブン-イレブン・ジャパン

東京高裁(差戻審)判決に関するコメント

東京高裁の判決は、一部の元加盟店からの支払に係る請求書、領収書等の提示請求を棄却しました。また、同判決は、支払内容の具体的な内容について、希望する加盟店様には有料で商品毎に回答すべきであるとしました。

当社は従来より加盟店様に対し、仕入商品名とその単価・個数、仕入先、仕入日、仕入金額を伝票単位で報告しておりますので、支払内容についても同判決に基づき対応してまいります。

以上